

平成26年10月14日  
消 防 特 第 2 1 2 号

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の  
一部を改正する省令の公布について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「施設省令」という。）の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号）が本日公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第24条の2に基づく要求があつた場合には情報提供が適切に行えるよう、その体制に関することを新たに防災規程に定めなければならない事項とし、災害時における特定事業所からの情報提供の仕組みをあらかじめ構築することにより災害時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減などを図ることを目的とする規定の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 防災規程に新たに定めなければならない事項

「災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。」を追加すること（施設省令第26条関係）。

### 第二 施行期日に関する事項

施行期日は、平成27年4月1日とされたこと。

○総務省令第七十九号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十八条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

総務大臣 山本 早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「漏洩<sup>えい</sup>」を「漏えい<sup>えい</sup>」に改める。

第二十六条第一項第九号中「漏洩<sup>えい</sup>」を「漏えい<sup>えい</sup>」に、「事業所」を「特定事業所」に、「統括管理者の」を「統括管理者による」に改め、同項第十一号中「当該特定事業所」を「特定事業所」に改め、同項第十四号中「事業所」を「特定事業所」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

#### 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の関係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生した場合における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の</p>	<p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩<sup>ヌ</sup>その他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の関係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏洩<sup>ヌ</sup>その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図</p>

整備に関すること。

十二 (略)

十三 災害の現場において市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。)又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都。)の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

十四 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特定事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関する必要な事項

2  
2  
9 (略)

面の整備に関すること。

十二 (略)  
(新設)

十三 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関する必要な事項

2  
2  
9 (略)